

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月31日
【会社名】	日立電線株式会社
【英訳名】	Hitachi Cable, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 高橋 秀明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03)6381-1045
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部法務部門法務部長 吉岡 勇士
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03)6381-1045
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部法務部門法務部長 吉岡 勇士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年10月29日付で、当社の子会社である日立電線商事株式会社（以下「日立電線商事」といいます。）のリードフレーム事業及び伸銅事業に関する販売機能を会社分割（吸収分割）の方法により当社が承継する契約を締結する旨の決議について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、平成24年12月27日付で臨時報告書の訂正報告書を提出いたしましたが、その記載事項の一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____線で示しております。

2 [報告内容]

(訂正前)

(前略)

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、住友金属鉱山株式会社との間で、平成25年4月1日付（予定）で、両社のリードフレーム事業及び伸銅事業（銅管事業及び黄銅事業を除きます。以下同じ。）を統合（以下「本事業統合」といいます。）することを予定しており、その準備行為として、日立電線商事のリードフレーム事業及び伸銅事業に関する販売機能を当社に承継することを目的としております。その上で、当社が日立電線商事から承継したリードフレーム事業及び伸銅事業に関する販売機能については、それぞれ、本事業統合の対象として、当社から本事業統合の対象会社に承継されます。本事業統合の内容については、当社が本日付で別途提出した臨時報告書2通をご参照下さい。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(中略)

② 吸収分割の日程

<リードフレーム事業>

吸収分割契約承認取締役会 未定

吸収分割契約書締結日 未定

吸収分割の効力発生日 平成25年4月1日（予定）

(注) 分割会社である日立電線商事においては、会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である当社においては、会社法第796条第3項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、住友金属鉱山株式会社との間で別途合意する日をもって、両社のリードフレーム事業及び伸銅事業（銅管事業及び黄銅事業を除きます。以下同じ。）を統合（以下「本事業統合」といいます。）することを予定しており、その準備行為として、日立電線商事のリードフレーム事業及び伸銅事業に関する販売機能を当社に承継することを目的としております。その上で、当社が日立電線商事から承継したリードフレーム事業及び伸銅事業に関する販売機能については、それぞれ、本事業統合の対象として、当社から本事業統合の対象会社に承継されます。本事業統合の内容については、当社が本日付で別途提出した臨時報告書2通をご参照下さい。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(中略)

② 吸収分割の日程

<リードフレーム事業>

吸収分割契約承認取締役会 未定

吸収分割契約書締結日 未定

吸収分割の効力発生日 未定

(注) 分割会社である日立電線商事においては、会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である当社においては、会社法第796条第3項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

(後略)

以 上